

令和4年度行政監査の講評に基づく措置状況について

改善・検討事項	措置状況
<p>① 随意契約理由について（全庁的）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号と随意契約理由が乖離している契約が見受けられた、随意契約を行うことに疑義はないが、今後、契約事務執行時においては、法令に基づきその内容について十分に精査されたい。</p>	<p>【都市整備課】</p> <p>公益社団法人江南市シルバー人材センターとの契約であるため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律など関係法令に基づき、随意契約理由の内容について精査します。</p> <p>【農政課】</p> <p>今後、随意契約を行う場合は、法令に基づき契約内容を十分に精査、検討し、執行していきます。</p> <p>【都市計画課】</p> <p>令和5年度の契約事務より、江南市シルバー人材センターとの随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項の3号に基づき、随意契約理由を、高齢者に就労の場を提供し、高齢者の社会参加と健康維持を推進するため、に改めます。</p> <p>【保険年金課】</p> <p>次年度以降、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、他者ではその業務を履行できない理由を明示するよう改善します。</p>
<p>② 契約書の仕様書について（全庁的）</p> <p>委託業務の内容について不明瞭な記載をしている事例が見受けられた、仕様書には業務内容について明確に記載するとともに、トラブル回避のため経費の負担割合、責任分担等についても必ず記載するように努められたい。</p>	<p>【都市整備課】</p> <p>江南駅前便所維持管理委託について、仕様書に業務内容の詳細、経費の負担割合等について記載します。</p> <p>【農政課】</p> <p>翌年度以降の契約において、仕様書等の内容を明確にします。</p>